

# ○豊中市立少年文化館条例

公布 平成元. 4. 1 条例22  
沿革 平成14. 4. 1 条例23  
沿革 令和3. 4. 1 条例59

## (設置)

第1条 文化活動、創造活動等を通して、少年の文化の向上と健全な育成を図るため、豊中市に少年文化館を設置する。

## (名称及び位置)

第2条 少年文化館（以下「文化館」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
豊中市立庄内少年文化館	豊中市庄内栄町5丁目4番14号

## (事業)

第3条 文化館は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 児童・生徒（高校生を除く。以下同じ。）の文化活動に関すること。
- (2) 児童・生徒の学習活動に関すること。
- (3) 児童・生徒の教育相談及び指導に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認める事業

## (職員)

第4条 文化館に館長その他必要な職員を置く。

## (委任規定)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 附 則

この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔平成元. 10規則56により、平成元. 10. 31から施行〕

附 則 （平成14. 4. 1条例23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （令和2. 12. 22条例59号抄）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## ○豊中市立少年文化館条例施行規則

公布	平成元. 10. 30	教育委員会規則11
沿革	平成11. 4. 12	教育委員会規則1
	平成14. 4. 1	教育委員会規則5
	平成15. 4. 1	教育委員会規則21
	平成21. 3. 31	教育委員会規則11
	平成23. 3. 31	教育委員会規則5
	平成28. 3. 29	教育委員会規則17
	令和3. 3. 25	教育委員会規則15

### (目的)

第1条 この規則は、豊中市立少年文化館条例（平成元年豊中市条例第22号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

### (開館時間及び休館日)

第2条 少年文化館（以下「館」という。）の開館時間は、午前9時から午後8時までとする。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、これを短縮し、又は延長することがある。

2 館の休館日は、別表のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することがある。

#### (1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）が定める休日（国民の祝日が月曜日に当たるときはその翌日）

(3) 12月28日から翌年の1月4日まで

### (職員)

第3条 館に館長及びその他必要な職員を置く。

2 館に副館長及び主任を置くことがある。

3 特定の業務を分掌させるため必要があるときは、副主幹，主任，主査，主事，技能主任又は技能副主任を置くことがある。

4 館長，副館長は，おのおの上司の命を受けて所管の事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。

5 副主幹，主任，主査，主事，技能主任及び技能副主任は，上司の命を受けて分掌業務を処理する。

### (分掌業務)

第4条 館の分掌業務は、次のとおりとする。

(1) 児童・生徒（高校生を除く。以下同じ。）の文化活動、創造活動の企画及び運営に関すること。

(2) 児童・生徒の学習活動の計画及び運営に関すること。

(3) 児童・生徒の不登校に係る教育相談及び指導に関すること。

(4) 館の維持管理に関すること。

### (施行細目)

第5条 前各条に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

1 この規則は、平成元年10月31日から施行する。

2 当分の間、第3条第3項及び第5項の規定の適用については、これらの規定中「技能主任」とあるのは、「技能長，技能主任」とする

附 則 （平成11. 4. 12教育委員会規則1抄）

この規則は、公布の日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成14. 4. 1教育委員会規則5)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15. 4. 1教育委員会規則21)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21. 3. 31教育委員会規則11)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定及び附則の次に次の別表を加える改正規定は、平成21年7月21日から施行する。

附 則 (平成23. 3. 31教育委員会規則5)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日教育委員会規則第17号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和年3月25日教育委員会規則第15号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。